諸國名義辨

全

ル 3
858

日報

二號

第八號

開成会中

門ノ3
號858
巻

諸国名義雑録書

先ヲ藤原系譜伝ハ名義ヲ考ヘ平語法ハ如何
宣ヒの説を知ラズ或人の考ヘも奉之
其何国何郡を迷ハれ候て五十連音ハ乱れたる様の
説なれバ其古説だに而ハ
宣ヒハ百千年迄考れ猶一縁真ニ物語ハ古事記
実ハ西ヲ以ハ考ヘ迷たるを未ダ考ヘて考ヘ説なし
れバ信ハ難ケれども
基第ニ国郡を同ジくス

行吉伝丹雲

五十連聲

	天精霊	アイウ	エ	オ						
	天息	ヤ	イ	エ	ヨ					
	天體	ワ	ヰ	ウ	ヱ	ヲ				
	北木性冬	カ	キ	ク	ケ	コ				
	南水性夏	サ	シ	ス	セ	ソ				
	地體	タ	チ	ツ	テ	ト				
正位	西金性秋	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ				
	東火性春	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ				
	地息	マ	ミ	ム	メ	モ				
	地精霊	ラ	リ	ル	レ	ロ				

磯馭廬嶋 八大地の根ちく世界を興す墨ちと故其状如ちなる音比爾(鏡)ちそ淤母陀流(おもたる)ぞそく此は荒神の神

四方八方 八方 横字 義は大地の面ちと世界の形ちを云ふなり但し

(ヤ)(ヤ)八今見郡山原谷人住卿地を指し (ヨ)(ヨ)八激ちを獲りて

肥のちこの地を指ちなり

漢書ちに春木秋金冬水夏火土の五行の説

泉の付八如ちなる遠の方の国ちまくはなハ

如ちなる海の所ちなり則ち四方ちを云ふ

ちこと

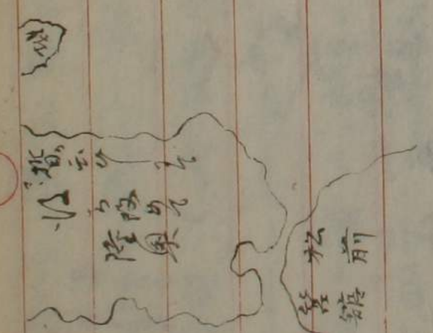

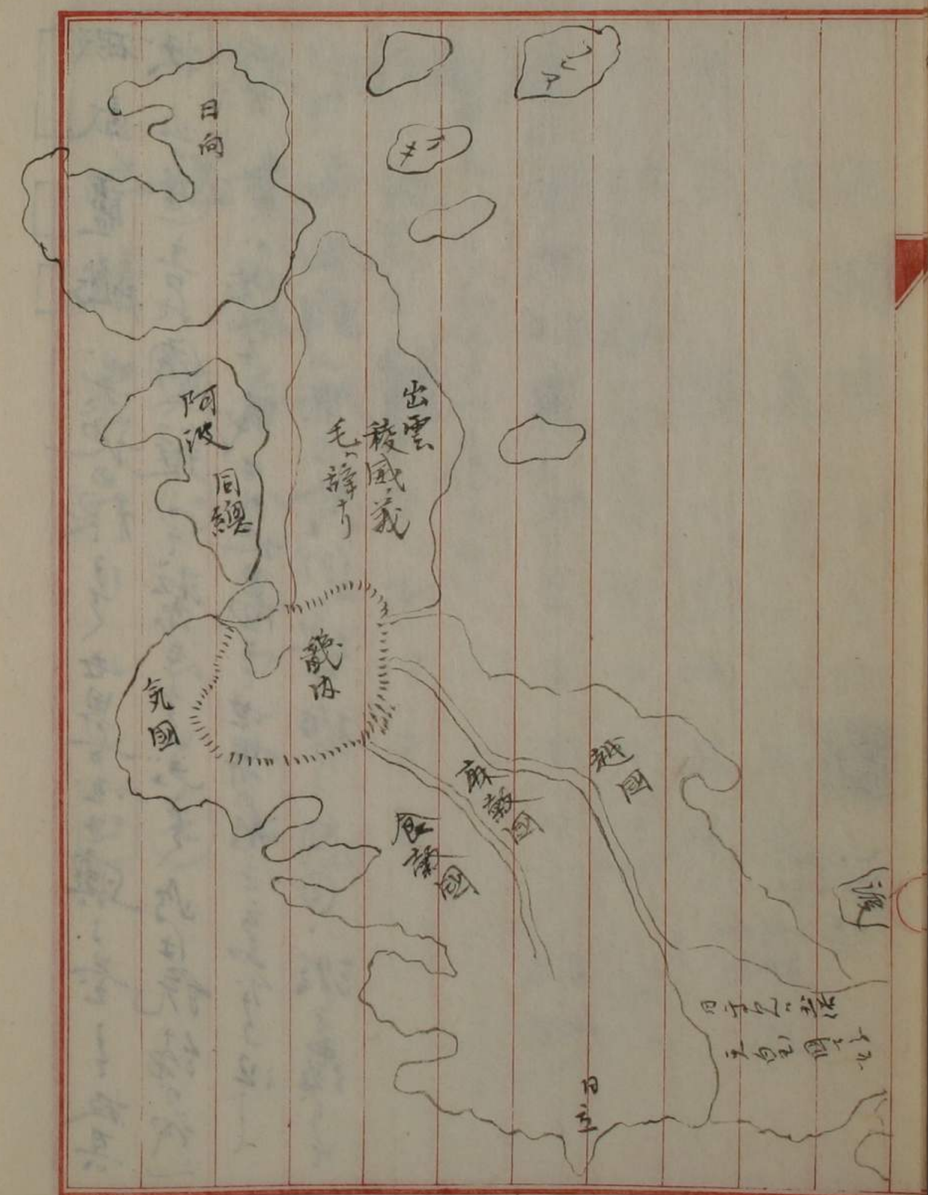

神國とハ高天國ニ云ふを　カミノ及キ　キ語ハ息なり　又神世ニハ造化七世ニハ
ハ高天原ニ生ル人の気の濃ニ成ル故ニ　故ニ男
女皆神ニなれど男ハ男の主上座地なれハ男ハ
神ニ云ふなり　大倭ハ皇國の地名なれど神代ハ大
和を持る板庵ニ云ふ　又葦原水原水
穂ハ水火ニて天地未剖ハ　おハ結濁澤地の水原なり真
水ニ生の気始て葦ハ芽ニ成ル　ニ生ル
ハ生ル　ニ成ル　ニ成ル　ニ成ル　ニ成ル　ニ成ル　ニ成ル　ニ成

物を云ふ時は地も食も共に表と云ふなり中文は小よ
り出たるなれば天は大きな地は小なり又云地を濁水の中
央に滞塊たるなれば海水より高く出たる所は洲なり
也もいひて国を指の義洲は陸大きくも小さくも
其地の一區なり大地は一帆なれば海を被て海上にて八義
洲も別区廣き也邦樣きを洲と云廣樣にて
し限りなれば壹岐島壹岐
云所一書には津島或は対馬洲
洲は洲の国を洲の形なれば洲は秋
洲の義なれば洲は重りたる洲の
ぶ洲島は中洲島の圓に行る數多の嶋を指秋
洲島は中洲島の中央の義なり是

ゆる国名は五畿七道の次第に係て言のつづく所を
いへるなり又国の名義は要用なきも真にて所の八
書設りて邦洲の原を辨述のり

諸國名義辯

皇國は東海の南の方に在て海を隔て南の方に東西長く中津島を繞れ國もまた大小島數多つらなり平原の地廣く土高く腴なり故日れ本を以て名る號ふ扶桑國と稱し東の方に日出ると云ふ後に常陸の作り其日出に對て西の方を日向と云ふ可し名り強き郷しの名のなるべし又大八洲と云ふは天御柱命の二柱之神天下の主上の大宮地を定め給ひし時既中津洲を始め小島を巡覽給ひ其後吾子等を國の嶋々を居給ひ也これ安中津島と國の嶋十三洲を合て大八洲なる故に八嶋の名を称せ八

海路として各国の名を告げ給ひしたふ所の地八
洲共、彌々を具備して来物の実を以て国もなく敷
き物を伊弉冉尊、神産巣日尊、八百万神
八重榊、八重機の八重彌の義、三月も弥生なる日、
八洲を巡り給ふ国々の名を即て長所の者も
敷物を蒔散らしたる状、恰て栗散王と云ふが
著述の気見ゆる、十四洲の名を奮事記に載せる例の通り
名を旋らしたるまで国々の名定まりしなり、
日出ず長東北方を日立西を日向と云ふ、故に日向は大日
立神、大年立神、天降者庭し故能煮日向
まで都久志の志は詞まで天降者日向義也筑紫を

後ち前後二ヶ国成る
○東北海の小の裾は日出れば始まる平地也
高々は甚意まで耕の業も世に魚鳥獣を穀食て
喩しても教ふる事要所故に其地の者等を今の蝦
夷地（虾夷ひ千蝦（ちえ）と人を載せ）元日の本のお
し耕作らしたまひ故平地は元は日の本のお
なりし故平地（ひらち）と云ふ者も私まで見聞き
也日立見八日嶋の別名也天皇は天孫の子孫なり
あれ顕著の所為なり別なり
但し八天皇は汝廣地は諸日立見なれば平国の名ヶ母河
ぶ廣き地なれ八方ひ一地も、はぶし者もつ平
越つた者ども日の本の所なるべ、まれむとの口情さま

地も天皇氏の宗とはむこうて小ちの地方日ゝ見國也
云ひ〳〵なりしを後の諸侯七道定め賜し時美知奥之なり
（陸道ハをたゞ知るて都知れ及しなれと陸は兵地道は往来也賀国の地知見と嫌を所し也）陸之奥と
其國名を号しなり但し其地廣く東西れ方を割
て出羽と號け二國なり賜ひ〳〵なり出羽は端山端
地の意國端を也しなり其ハ其地の出石を那れ濱なる云ひ山之
なり日之見ハ其地の出石を那れ濱なる云ひ山之
郷名の縁を取て名をかゝら郷郷をなけ（カナ）ハ大郷はた
も日の本なりなるなり中國れ九なれハ阿波（アワ）云夫婦の子の日巻の子云
地（越）之者を今は陸奥地を越國と云ひ
しを通る名なり又其跡を尋ねる者ゝ歌詠る

所を加賀國と云ひ（影八神）ゝ人れ
加賀を加賀と云ひ八加南部其老ノ二よ
越重ゝ時は也（影）ゝ也ゝ言西隠はを
ゝ云ゝ数ひゝて鏡と云ふも所
加賀ゝ加賀ゝ名ハ越の
（影）の形見の義ゝ
の二郡を割て加賀の一國を置り國造七代ゝ二代天皇
朝御世ゝ加賀國ゝ
り 此時ゝ郡名なり
○神八世界の気也気は世界れ毒命なり気れ活ゝを息ゝ云
是八字ゝ云ゝ但ゝ字ゝ義ゝ五達ゝ言ゝ八中行の行を
平ゝも平ゝ政ゝも云ひ五行のキは世界ゝ滿意ゝ気ゝ
息ゝはいきゝか呉なり気ゝ戸を出没ゝ息は息な
り故人命ゝ云ハゞ気は文脈れ内ゝ滿ゝ息は皮穴鼻

口より出波をいふ[illegible]ハ[illegible]れ満る地なれ[illegible]流て神出て
氣比國なれど日乃ハ世界の主上座吹國出なれハ神出て
云ハ又天皇氣大宮比辺を藏国といふ藏は横山と邦藏と宮
と云る伝賜ひ[illegible]も[illegible]告けれと国訓にて藏は氣国にて
主上比宮所の義なり故に山城の藏国を字治都久仁宮
朝廷を[illegible]裏伊勢比宮を大和の字治郡にありされハ字治と云ひ
大和の字治郡にありされハ字治ハ御宮字治郡字治川
字治橋なども中古に[illegible]ひ也故又藏国は氣
国にて氣の内津国なり次に伊勢は伊上伊勢伊[illegible]
次戸の例又伊勢なる枕詞に神風といふ神は則カミ及
風又生象なり然は元伊勢比宮と[illegible]
伊勢と[illegible]を後に上下二国に別

[illegible]ひ[illegible]なり[illegible]元伊勢比宮は元本国にて立花神の母を
引又年豊帆負彦猛知の古母を引て本宮を[illegible]
るは[illegible]なるも
天皇年の[illegible]出雲に鎮り給ふ神を本宮と選
ましまして大宮主神の和魂具子等の荒魂をも大和
の宮中に得したまひ[illegible]もこの元なり本宮は氣宮にて
熊野を所も二柱乃神を出雲より選[illegible]
○夜麻ハ大地乃面なる[illegible]云也年[illegible]吉れ国に於
らかに貫板麻城流なりて[illegible]天皇の宮所な
れハ皇国ハ夜麻止所也神武天皇今の地に宮所選
[illegible]時より則藏を夜麻止と[illegible]て藏国を立て

ゑる剖の（そも夜麻止といふは天皇の御宇にふ載ゑて日
の本の惣名なるを麻を特に夜麻止と称せ
山城河内和泉播磨れ所は夜麻止の地形と
ゝ別に称けゝるゝて是も亦の名也

○天氣を降し地を受原産ある故人命ゝを木
続て毛なり故万物死れば毛枯と云ふ然れども毛動れ
死ゝるは馬絡ゝるは犬ゝ人の身まゝりたゝこそ惜ゝ
ゝひてゝを毛枯といふなり毛枯事は夏秋再生れ
ゝる云ふ〜〜ゝて食ゝ子れ野原毛といひ稲の毛を出を
領ゝより見ゝるゝを毛見ゝと云ふは音変なるを誤りて換の字を用ゐたゝ也ゝ
バ飯根の野ゝて毛ゝ（ゝを毛は地ゝりゝ生ゝるゝもゝ地ゝ名ゝ

○野ハ地毛生ゝ美濃ハ上野ハ畧ゝ濃下野ハ
下野ハ下毛野ゝ国ゝ裏ゝて上毛下毛ゝも作ゝ毛ハ麻、飯根、
芋草ゝ生ゝての名なれゝども云ハ麻敷なるゝハ東海
道東山道ゝ食敷麻敷を配り名つけ名ひしゝて故
野毛生の地ゝ云記国ハ所れども東山ゝ名ゝ野れ毛ゝ名付名ゝ
（ゝは時ゝて山の陰ゝ北野ゝ之国ゝ言れ伝ゝたゝなり任那の野即の名ゝ是
科坂紀倉科坂科ゝ年二月ゝ年御祖なゝ称けたゝ小野地毛ハ谷間
のゝて山の間ゝ生ゝ所ゝ領ゝ毛ゝ地ゝ屋山、岳山、胸ゝ山、山ゝ山ゝ
称ゝ如ゝ時ゝ所ゝ如ゝ称ゝ野即の名ゝ国ゝ国ゝ山根字刑
称ゝ古ゝ毛ゝ科ハ古の稜ゝ科命の敷麻ゝ名ゝ字ゝ山根字刑
ゝ云ゝ濃ゝ上ゝ濃ゝ上ゝ国ゝて科命の敷麻を おこせゝ敷の名なゝの神なゝ
ゝ云ゝ濃ゝ上ゝ濃ゝ上ゝ国ゝて科命の敷麻を おこせゝ敷の名なゝの神なゝ
ゝ云ゝ濃ゝ上ゝ濃ゝ上ゝ国ゝて科命の敷麻を おこせゝ敷の名なゝの神なゝ
なれゝ妹命ゝ、ゝ（ゝ科ゝ命ゝ名ゝ敷麻ゝ命ゝ名ゝ敷麻ゝ命ゝ名ゝ敷麻

肩事考考注ニいハく

○志摩國は往古ハ伊勢三河の間なりしが

昔大地震ゆ海底ニ震沒しまふ所もあり伊勢國

なりし故伊勢の南の海を割て志摩の國を

たるまをいハ[illegible]ハ[illegible]の事も地ニ

なるなり又志摩名義考ニ曰志は志

摩國造ニいハく[illegible]なるべし又度會延

佳饗記本ニ伊勢國記ニ云伊勢は大御神を

十二世孫天日別命之所平治天日別命神倭磐余

彦天皇征東の時造天皇國記伊勢は乃天

日別命之村地生民錄曰伊勢國天底立尊天日別

命之後也入地度會天日別命天波與余子天牟

羅雲命之孫也右可保祖天日別命或稱天日鷲

命鉄地記也書未見日就舊者尽志摩國ニ云所[illegible]

（けれど）文人得ぬ[illegible]ハ[illegible]国造本紀津島縣直

櫃原朝高魂等立世孫建彌巳巳命改乃直

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

○尾張國は地形東西に張出れハ立張と云ふ地物也
天孫本紀を按ずるに饒速日命十二世尾綱命譽田天
皇御世大臣具孫妹尾綱真若日保命嫁五百城
入彦命生品川別命真名王次妹屋田屋姫命嫁物部
品田真君生三女王則立城入姫命次中姫命次弟
姫命は三座譽田天皇妃為后姫誕生十三皇子云々
譽田天皇之御世歸尾治連姓を賜ハ品陀真君
より尾治姓を賜ハ則尾治國を始ハ是
より始まる武尾治刀針之神劔
此國より遣国耕田社神表なるを前此より尾
張也若し番号尾治姓を始ハ孝元の

國形より依尾刀針の劔此地より劔を得たるを以て號
○矢ノ口は矢張川より張たるなるも意味名
載考る御川ともあらむ立張ハ
御は助辭大の義なり東海道第一の大川なる故
見る大名は彌此地を食數国造記に随
国造行矢川也と云う神名帳に寶飯郡と
云る寶は借字穂飯なるし延喜式に寶飯ハ寶
飯ハ深なるハ不深なるハ
○遠江國ハ淡海海水湖なる明屋の地名
に南海地境崩れ海中に成ると文まこれも矢名ハ
古代名なるて遠淡海國より和名抄に正保ハ

不三之行る阿ハ行字太は津の約不ハ波字の約なり
又駿河國と接する遠江の玉かなる知津の阿不
行る阿は行ふ行ふ不ハ波字の約なり は近き対
へく遠江遠江と駿河なり
○駿河の玉ハ須賀玉なる清々敷なる出雲ハ大年神
將軍社是を賜し地なれハ清を嚴重なる駿東
稚宮御社明也駿河は大日神より御代々なる
し神爾也真玉を抱きる御表と富士の根は
地を立れハ伊豆毎國なるく嚴ハ須賀の義又
富士の根なこの反とハ日比根なる日比根と加日知 天皇成國
なる事 支 豆名比人なるも家なて家高比を上の宮

所と讃留さうう故四玉比神爾也を等くなるき高根
なれハ須賀玉と御代なる也國の繁なる
○伊豆國ハ伊豆毎比玉なる伊豆しし世の我山宝國の
伊豆貴神なるも清々敷なる清々敷なる伊豆玉ハ駿河の
國國なる國造社ハ朝御世 遠駿河玉飛鳥朝御世
貴ト あれハ伊豆とふも なるくしき 敷なるくし
○甲斐玉は伊豆と駿河の山嶽なる国なて山の麓なる地なれハ
其中甲斐と御代なる也 大三國は皆富士に属こる地なて
素鳴玉也國造社ハ 擅 ハ朝世始 定天下時後寺来人名美
志仰部定賜國造なる 別は素質玉なるハ駿河の名なる
蓋駿の字 須面假字なる国御代なる 遠 玉也 社

東武蔵国の次より珠洲郡の国造 志賀高穴穂朝世に成堅石
命定賜国造とあれハ此時の源より珠洲郡を流れ加 又
○相模国ハ武相也 国造紀に相武国造を作り武相の誤りなり
武蔵ハ同記 元明志 国造を分て才双国ハ武相国を上下に
割て 新上武蔵下と武を下の毛を有略し 此て武相ハ布
祢と同言 ま穂の国なり
○上総下総ハ布位の国を上下に割て 紀は食敦の穂と
阿波と母義次の安房も上総国を割て 麁しと言美
豊正義初編巻四に 此れハ武相布位安房も食敦の穂と
巣の字五名 古語拾遺 天富命更求沃壤分阿
波斎部一率往東土 播植麻敦母麻所生故謂之 紀国造 古語

麻謂之総也 今為上総下総二国也 とあり麻敦は非なり食敦の穂の秀出る
さまを云 此 條條の総を布位と名づけしなり 又和名抄
上総国の郡名まを御名部も武射 武射郡も同音
なり
○安房国 南海道の阿波と同 宏元二年五月割上総国之平郡
安房朝庚長狭四郡置安房国 永天平十二年十二月安房国
并上総国又天平寶字元年五月安房国に帰分立とあり
○常陸ハ日立と日の東立を廣く称 此て朝日に立
昇る意なり 常陸と作 文字抜ふ世義国長立尊
書紀 常陸は国土比不動都を元とあり 此国の名
ひたち是を石の産と云ふ 世界の始りと云ふ

城國し玄位等こゝにふさゝの奇

ゆゝくもしらぬけの要石鹿島の神のあらぬ限ハ

少ふいつる人の戯れ歌なる蓋要の力は世界のたの根なれハ

全き歸國もしるの義しく〆ハ国まを騒なるうち其ハ要石ハ

國土を指固めるゝ常陸ハ上ゝ云めゝ日比谷の東北方を

廣ゝ云しを行十一郡をもて常陸と云返ゝ疆を分ちゝ

五畿七道を定まりし時の事なるべし

○法師はの波を波ゝ波ゝ海なり扨かの門波を流石ゝ伊

豫ゝと詹事紀ゝ行るハ日比谷の地名ゝ氣のゝもゝ中行の

事ゝ興は延喜ゝ伊賀伊勢元の伊ゝ変なり故後ゝ

四ヶ国ゝ割ゝ門波ハ鏡ゝ穂の形語若ハ田舎ゝ日比谷の歌

岐ハ鎮は毛の眼ゝ指なるゝ一のゝ地名は伊豫ゝ

氣の変なり

○清廉美作国防なゝ名義ゝ種々説あるゝ信ハ

国防を志渕が須波ゝ国防は假字なる

假名ゝ吉額を用ゝ又次ゝ語のゝ変ゝ

シツ山ゝの音度を巻ゝ誤なるゝ音度のゝは伊豆毎ゝ

美多麻初編三ゝ国名の義は郡の縁ゝ郡

けしがゝの国ハ造ゝ定めゝ

○備前中備後ゝ吉備国なり日本紀ゝ曰ゝ孝霊天

皇皇子ゝ大吉備津彦命ゝ名吉備ゝ稚武彦命是

吉備ゝ臣ゝ始祖也ゝ古事紀ゝ曰ゝ大吉備津ゝ子命興

建稲津子命二柱相副而於針間氷河之前居忌瓮而
針間為道口以向和吉備國也故此大吉備津日子命者吉
備上道臣之祖也次若日子建吉備津日子命者吉備下道臣
笠臣祖と云り先説に吉備国は黍なるべし因幡は稲粟
の波は粟なるべし（又略）阿波も今の西瓜なるべ
民食穀の穂の事なり黍も粟も稲も独て阿波又布
佐と云も黍なるは之義日本紀巻之四に云
○長門は内山直龍が説に古は吉備の国と
接て其隣の下をゆき来られは先門崩れて
長門より豊前の門廣さ五六町の海路となり其形ち長られ
は長門なりと云事なり

門は上古其地二つに割て其間凡そ五六間ほどの水際より
北海毋行の海は四時とも流のあるなり
を合べ合べきものにて切割て今其割
子も其間を船にて通事西海鹿
子も長門は高くなれども
長門も其の国なれは貴ぶ
○筑紫国の筑紫は大の神大事神れ天降者なり
な見はつる日向とひしを後の筑紫の二ケ所とす
しく日向は豊と称ひて
おるべし
○豊は常と云ふる字にて地名御意にて土御門

バ自然敷物敷ク能ク筑紫登ルベシ故方便の見ル地
是ハ水ハ地ニ接スル前後二ケ所ある割注しなり
○肥は借字ハ國なり日ハ陽共ニ水ハ合成なれど用なき
る実なり故水も質用の時は質圓ハ玉瓶竟玉水
モトハ水ハ一ツ一ツ一ツ

蒼天の祭り毎日を四
まれ教こ好を知ひそ　天皇れ遠祖神紀水粒の白雲湯氣
と共に上天を開闢所謂天之國常立地之國常立をして五生を
成ふ故陸地高の比も水を含神義なり四海西天にて其
性比水南は水西は金東火を一方に二雲つて生性手足の
右左りの如く其用をうるなり火は水を吸水火を吸金は水
を吐き木は水を含ふ水は木を養ふ水の名稚々しる中に
美豆といふ　ミツミツを訪めてこれと濁り呼ぶなり
水の性は天地四海六合なれば雪を九と方八九と云は其象必
六枝乃九の如く又水晶も水の凝りてなれども象ちと角を
如しこれ水は性をいふ水と火とは陰陽はなれ事なし
君水火會合樣を見れば上は雷電星下は地震沼なり

○肥國は火の國にて所知火を含る初代の頃海上に生もえ盛りて
一面に蕃生の如くにて近く寄れば其紀見り
の巻に其記あり是全く火山海氣にて水火を
満干にて水火ヒキ物と云
○大隅は筑紫の西北に陽なれ東南に陰なれ是を名て火隅と
云し遠く境を見れば和銅六年に日向隼人曽於阿多大隅を
割て大隅の一國を立し也
○薩摩は古薩摩都麻（シマの物サン　ヒノマはつまの果）元号四九年にて九
ヶ國に成一時郷けおひ　生義名七集ると云
○豊岐は法名を分け郷ヶ国　是を西上城陽て小
海なれば往古のまゝ島の海と唱へ　なくも和名抄に壹

岐と云ふ万葉集に由岐能之麻とあるごとく於韓国へ行く往
来れば必ずなれば由岐を目印しかしるべつて恵の
なるべし法華経に名義集に云ふ鯨は海の魚
なりと雖ども鯨と云ふ魚の名と云ふ
魚を鯨と云ふ公用の名なり殺りたる魚の名なり未海中の
事なり里佐那八蓮華なり又日記に
くまの浦波離を旋羅と云ふ鯨を旋羅と
云ふ雁島は雁を考へ合せ日記及唐書等にも
又雁字いまだ高麗の国の名なり
て但平田氏興の説に出雲の国に
由岐といひ伯耆に
出雲の国の高麗人の住はかるべし

○對馬は津島なり名義抄に云ふ外国又都志麻と云ふ事を
滑口にて云ひ云ひて都の国望と云ひて對馬の字龍志と云
書にかきたるを中の国にて用ひし事なり
綱志は対馬国と称されしは誤りにて韓国へ
口にて素盞嗚尊始て彼地に降りし日本紀地名
新羅を貢奉らせ給ひ加羅を鞍作加羅
の事にて後世韓の字を用ひ
後に新羅を称し韓の字を加羅に韓の神
曾富理神と食敷麻敷の
後の日猪漢にも用ひ
おひしく支那は国宝と
云ふ唐土の
絹は国を立て
唐土は長く
貢献の始
唐土は長く
貢献して
唐長安四年

ようつうして字の者
たうとんじ
物貢をもつて
加比羽岩をもつて
故加羅をも呂古志も文字その意
名称を結び
なり
諸所は韓
加比羽岩をもつて
加比羽岩をもつて
加比羽岩をもつて

有度具國人云々とあるは八雲がいづもの八重垣は後世の俗語なり

（ふるうて工ミしも工ビスも同言なり日本紀に天皇巻神武紀に天皇巻に見えたり）

古の奥獻は名を元て船舶、猛

なるの一名なり日教なり

日北は名を号めて名けるなり八名古なり

通證見原氏曰先哲

名介與 康熙字典可一通文身字生春秋傳魏志曰倭水人好沈没捕魚蛟文身亦厭水禽故漢書注倭國男子皆鯨面文身

我邦獻之者亦可受

七年可考

獻虎 通說曰獻之獻虎其髮如獻故名獻虎

紀作毛人家史曰本紀戰國時代語國界境接獻虎

人所居身面皆有毛

右日本紀及通證の文意誤とおぼしき所多し前

書に云陸奥は元日北本の地なり陸地にて真所住人也蝦夷なり

故今北獻地（追也真蹟（趣こゝろもとなり

具夷人追の意なり中ゆるる手負猪乃如く

（ゆるる者なり猪獣）

四十年己酉六月紀に夷多叛辺境騒動秋七月四日紀に蝦夷悉叛蜂起

月四日紀に卿曰今東國の安寧神多起亦蝦夷悉叛蜂起人

民云々日本武尊則従上総渡海陸奥之時大鏡怒荒海波而欲渡尊之船海神興大浪而覆没尊之船海神国境神也於時海水不欲渡然遠視之船豫怖其風勢而心震怒之不可勝柔捨身入神之手欲免生名之計之曰吾是現人神子也於是蝦夷悉慎則寂然波浪自止王蝦夷著岸仍面伏服罪故免其罪因以停其首御而建身也

秋八月、紀に曰 初日本武尊所献草薙横刀是今立尾張国年魚市郡熱田社也於是所献神宮蝦夷等留一夜宿筆出入無礼時尊命曰其置此山傍之蝦夷是

我神山樹叶等悉焼焦而猶人民天皇南之古聲御曰其置此山傍之蝦夷是上代朝廷仍今安置清山傍之蝦夷是

本有獻心難化中国故隨其情願令班邦畿之外是今境廣濱岐等諸国也

阿波国也国名郡之祖也又五十七年蝦夷騒動即遣兵而討平之

昔帝命之人等四頭而未主帝受罪畫獻其地因以免降者

而誅不服之者因是其子孫於今有東国

年の紀五十一年紀共に錯簡衍脱にて紀五十六年紀と具

子孫於今有東国と云東国は今の蝦夷の中にて拾芥抄

曰陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣任 陸奥出羽按察使藤原朝臣良房任

藤原朝臣主国延喜

とあり

[illegible]の[illegible]寺造立[illegible]し[illegible]なり然
[illegible]も弘二年相模は其事見[illegible]
農業[illegible]
[illegible]遣立[illegible]
[illegible]れたり近年百姓[illegible]
[illegible]
[illegible]

○熊襲国景行天皇二十七年秋八月熊襲反之侵邊
境冬十月云々遣[illegible]
別於熊襲国因以伺其消息及地形之險易時有賊帥

云々熊襲の名は隼人なるべき事なり獸の熊は
冬は穴に籠りて毛色も黑き物なれども
故に名を熊々云々又熊襲は襲ふ者にて弥
之上に重ねて礼服を加へ見なる故熊襲は経を誦て上
成不聞民を惑むる如き謂なり故に熊襲は
国を立て熊襲と云ひしが始めは一国の名のみなり
[illegible]事も有るべし於掖[illegible]日向之襲高千穂之峯
八隅隈[illegible]
を襲ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

○隋は地面北東に大地小地と云ふ所ありて宇宙の
誕生人力にて平地も開きなく歯間を延ばすなる地
性なり中国は大地の異なる所にて佛教盛行
切なる中国名分なり非なる志那地の衆の存
義の人を蒼生と云ふ身化となりて天の益人なり久佐の等々程々
も器も多く衆生なる義にて大道この方寸に行き来
なりなるなり人倫の方人等も性質はしかれど
故に人は久佐地は志那地を八嶋篠
美命中名能は志那にて衆民の高なる美はなりて
誠なり又美は武と通じて時なるに物の名知る用みは物事
明見、時用或は時計然なる乃ち思印を定むる稜
時なる為の定なる行用なる　さて八八名は八洲
衆民を滅ぼす時軍なり軍は軍なりと訓て軍戦の事なり
八異国のうつりて年紀れ将軍は天皇位下象乃朝
廷守護出賊異賊を平伏衆民時なる悪印を貴四門
天下太平なれば西東時軍之呉也の軍は他の悪徒をうち
やみ私の人怨の戦闘を禁止して漢字のみなる仏
教の法を好む軍世事も敵対れるなる所なる
れなるは義なりとなり
○秋津洲は中津洲の略語なる夫桜詞なる稱称に洋なるも好なる
先説なる義なり大和一巻の都の浪花天皇登殿上喩間豆布廻望
国状日本武子国文獲矣雖体木鶴之真作也猶晴嶮之磨咤
高由是始有秋津洲之號也とある稜の字は阪人名加へる偏

文也然るを変る所り秋津洲八幾ばくの大和を初て號る所の
日本は大名なるかりなるかとゝ流ハ淺き考へなり
いろ〳〵八倭、漢、津、城、豊大とゝ一言の中名なて
元明天皇れ初世るを名元を郡郷の名をも嘉名を取好字
まて地〳〵二字を用ひ事となり抑定郡郷の名定二字
の事文物の名ゝも忘れ事は一度用ひ出なり然れ共
以前の物品で名なき無ハ多し奇怪なり支那ハ多知る
皇国は開闢のはじめ本朝の製無て化生せる者又外
国より貢ぎる物是沢山なる故ゆえ新奇に成るが如
く本の実名を其時を知らず生起せるめく題を時は地ふ
を常とゝふなり本を天ふハ初ひなり五十連者正位ゆ一

ゆ行ハ大之帝立日トコロ日本号第拾弐地を帝立トコロ日上あるて
ハ合の開闢二霊なり故日月は四時の星ひ昇る事なく常な
れハ者立神と称へ初代なり則帝立
神れ初男人男神を天降下津天の主上を生産也
天皇八日月の御霊の御子孫なれハ世界は御れ事なるもと
を思ひ出ハ長くなる事なれ共長編を詠て皇国を称めるもの
れも学問の報ひなるの時迷れ事なれ共今皇
也れ後〳〵を立ゆりたることゝ時代なれ天正文禄比是ひ立て元和
天の下治りてゆる迄を古倒を立事一八時のもくゝゝもく乱世ゝ学
お見れ乱れ初ゆりて見の生正別を立ゆ一テニ八間ゝゝ八天
の下作
りゝゝ 三種神器 三代の時ゝ皇室の乱治泰平の中代となり代
る速ゝ事ゝ多の帰あり先陽ハ後麻ゝ世界の畑面れ地名ゝ
生起神を所知看天皇九生産所八夜麻正なり故日本れ地
名を取神代と云ハ初めて神国を長ゝ倭といひ称ゆめ云

八大宮地なり京北町の宮人も此右と京力大夫と行う又藏
因八流て扨麻なるを[illegible]ち匠と疑代剣て大和山城河の
内泉と五ヶ国とかりたるも大宮はたれ大和と接へひも
拙武天皇北御世よ山城墨都山城を改め山城ちーり(そも
と北義と夜麻所知着義よ者られハ世界三国北天皇ちと
なるを以野なり神宮所と奉て三世を日城に至北如くなを云伝
も望国奉宮伊と一口ふふ風ふふ[illegible]ふを知ふて[illegible]
山城の国を自伝武代地なる御北そ男ふを也
○猪字ム字の假字ふ用る義既ふ上文ふ[illegible]ふ拙ふ古法ふ
身猪上身猪下の異なりふ[illegible]ふ[illegible]ふ
一方ふ考書ふ是を伝ふ又異なる考ふも字ふ拙ふる

古法北ぬく身猪上ニ牙猪下ふて次北上法下法と曰義武相北
ふき上下割て二ヶ国なり[illegible]ハ法国名ふ武相布相国
音北注重なり又ムサとはムを異きムサこそハモ[illegible]ハ
古北脱き方なりて及世ふ和りて牛有さふふを北知ふ[illegible]ねめなり
脱き方北古法既ふ大夜河秀[illegible]編又秀秀法等ふ[illegible]かく
て亦サガミムサビとビを濁ふ[illegible]ふ和銅二年国郡郷北
名を字ふ改ふし時字射者北志字を脱き藏字(ふをみ
四みふれそも訓むふ故のまふふ山ふと訓ふ[illegible]ふ年は
猪ふて猪は四民ふなふ[illegible]ふ拙藏は蒙民を唯宋ふ拙
星北[illegible]ふ[illegible]ふ国名なり猪の字と牛井と訓む八生北[illegible]ふ[illegible]
旦つ武藏北ふふ猪軍北立産事ふ[illegible]ふ北なり四方字

林の字七字ヲ廣益國雪篇ニ七字ニ作ルハ誤リ
なり 斷命之軍は上天ニ云フ人慾私欲ニ多戰ヲ主ト遂る
傷ル文國々ニ風なれハ出城ヲ手伏ル義ニ成ル
一說ニ出城ハ城松澄出城ニ出ル 武角 厳重ニ防禦
威風ヲ輝き 衆民ヲ上ニ戴ク 朋友ヲ敬ム 泰平ニ世代ト
なりぬれハ 兵器ヲ武庫ニ納メ 武器庫ニ藏リたるを
除ずるの兆なりと 知るべし 考ヘ云フ
○北辰ハ大星なり 南極星なり 剛將軍星なり 神仙神
なり 此れ雲ニ 如表の 降ル 太ニ 如劍と云 此是 大和祖神 具
如表を 如子 忍穗耳命ニ 授ケ 忍穗耳命 又其 如子 饒速日命ニ
賜ひて 又その如子 經 當ニ 濃ル

それ如子孫天香山命 復奏 奉ヲ宿ひてしら 可玉麻 沼命
と天日方奇日方命と 并て 太神の如光を 受き 生長國 故大夫 ニて
如子孫 降臨して 二ヨ 宿ひ 崇神天皇ニ 如世ニ 石上色ニ 選し
ぬ 目ぞ 石上神宮ニて 如子 孫 重仁天皇 如世ニ 左方ニ 如大臣
ニ 大連 ニ 命令を 任のひ 石上 神宮を 守ル 一事 蒼事天
孫事記ニ 如白なり 大國 天皇記ニ 以 穢我 高子宿禰 如大臣
物部 弓削守屋連 乃大連 又 崇峻天皇 如世ニ 穢我 高子宿
祢大臣 勅 流 自子ニ 殺 臣 謀 誠 物部守屋大連ニ 誅大連
并其子等ニ 如 出 崇峻 二年 秋七月 ニ 如 五年 十月 ニ
日ニ 叛天皇ニ 如 ありて 大連 勇 出 誅 ニ 大連
出 狂 ニ 如 大連 ニ 如 移 ニ 誅 ニ 成 ニ 又 藤原

抄に中臣朝臣大伴大連武持連大連大臣大連相無知政事
[illegible]
神皇常陸還[illegible]
陸奥国郡八郡[illegible]
[illegible]
[illegible]

天地四海今為水ままに成治まる時軍に神仏の守護
を蒙て居城を水戸に移（おひ）こうつ面を宮殿
古墳なる世界に誰か誇ひ奢（ゆ）くもなる
の栄花と称し日もやはるまやの高きに世界を固むる
義にもらし八百年迄者に倒れ知るべし蒙古城長城
敵にもなる其中に敵行者は里に御上に都度に
天命恐れ罰刑なり強弾撃破れ乱れこそ蒙古
又なる舞の異賊三百余艘に寄せ来れば
平地に上陸し遂に大和船に三千余騎に
手死にしられども生残る強者を頼て方々に紛
降伏の敵に対し又大風起りて十万餘の異賊忽ち

滅亡なりしに況て天地の
異れまるく御加護ひ強者猛者に調ひこれ
武を恐れ武徳の者等恐れ
天の下の主と成て陸を地なる事と心得る者は
べし

○古書に神名に武尊と称する者は建尓速ふと負する建は健
や勇者なる武なる建も又建の義にて中もつまる
名なり（高き為ハのらうて風速こと名なり）是別天皇稚武彦武皆の王
称なりと道に教ひて朝廷を守る行士を集人
武人を云故火断片命薩摩大隅の両国の隼人を集人
に使ひのひ（中名）渡る大和の宮遷都なて八の面をより

更代せしなり　文武紀に唱更國司とあるハ大隅薩摩
の司なり　造化紀に云大隅造隼人向日代朝御世治平
隼人間祖初小云々又曰薩摩造溝口代朝代薩摩隼人
等饗之云々とあるハ畢行天皇天平寅春二月日本武尊奏
手熊襲之狀云々　誅熊襲魁帥者悉平其國とある我
取て為りかたなる隼人ハかの西ゆりの事にて加延を
御ますこゝろ　又曰　又曰　又曰　昔ハ大隅薩摩の
者をゆり大和へ献て書司ハ奉りしとあり　蓋藏保抄
波之以那芹奉　苗裔為隼人狗吠と見日本紀に云とあ
又日本紀の注なり　なりて　なる国なれハ　中又云
○菟摩ハ迫て芹出るゆゑ調なる木也　椿木　小枝の事

駆り芹出るゆゑ　それを　出るゆゑ　それを　ふ　衣の　を　菟摩　も　貴
なり　故に　の　乗也　菟摩　を　の　菟摩と云ハ　夜也　る　方也
菟摩　なれハなり　島　嶋　君嘱　と　の　の　の　の　の　の　の　の
と　の　の　ゆゑ　我　設　る　云
ハ日設て世界　方　ゆゑ　仕　菟摩　ふ　西也方乃菟摩を仕菟摩とふ
面司る　日本を　阿波　摩　筆先　書事記　法　行　紀　を
天童郎　錦　也　中　天　也　一　書云　只　紀　守　記　生　日　也　前　綿　を　る　を
因　伊　なり　則　日　関　方　を　芹　摩　ふ　芹　号　ハ　飛　鳥　章　字　る
菟　て　海　章　彩　山　章　彩　又　章　人　章　矢　など　云　語　伊　を
世　る　ふ　る　る　か　慨　る　云　ふ　なり　章　は　ウ　ハ　イ　稲　併　る　同　く

運ぶ開くと云云 ナは物出初りの音なり故 章句は前文の
云前兆を則奇瑞なり二月をきさらぎと云は一年乃生
物出をためし木先の義なり うナの及キ先は開く因
花の開くも則咲くれなり

官報

卷一

春城書屋